

芦屋市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

79-1

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>付 則 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>2～6 (省略)</p> <p>7 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童(これらの手当の支給を受ける者を除く。)に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ、総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。</p> <p>(1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号</u>に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号(国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。)に定める給付</p> | <p>付 則 (他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>2～6 (省略)</p> <p>7 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童(これらの手当の支給を受ける者を除く。)に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ、総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。</p> <p>(1) 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号</u>に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号(国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。)に定める給付</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|---|--|
| (2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第13条の2第1項第4号又は第2項第2号</u> に定める給付 | (2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第4条第2項第3号，第8号，第9号又は第13号</u> に定める給付 |

改 正 案

現 行

| | |
|---|--|
| <p>（支給要件） 第四条（略） 2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一号から第四号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第二号、第五号又は第六号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> | <p>（支給要件） 第四条（略） 2 前項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては児童が第一号から第八号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号から第四号まで又は第十号から第十三号までのいずれかに該当するとき、養育者に対する手当にあつては児童が第一号から第七号まで又は第九号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> |
| <p>一（略） （削る） （削る）</p> | <p>一（略） 二 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。</p> |
| <p>二（略）</p> | <p>三 父又は母の死亡について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下この項において「遺族補償等」という。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。</p> |
| | <p>四（略）</p> |

| | |
|---|---|
| <p>（削る） 三・四（略） （削る） （削る） 五・六（略） （削る）</p> | <p>五 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき 一 六・七（略） 八 父の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる母の監護を受けている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。 九 父又は母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる者の養育を受けている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。 十 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき 一 十一・十二（略） 十三 母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。</p> |
| <p>3 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。</p> | <p>3 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。 一 日本国内に住所を有しないとき。 二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとき</p> |

(支給期間及び支払期月)

第七条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月〔第十三条の三第一項において「支給開始月」という。〕から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2・3 (略)

(支給の制限)

第九条 手当は、受給資格者(第四条第一項第一号ロ又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第二号ロ又は二に該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

2 (略)

れた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

(支給期間及び支払期月)

第七条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月〔第十三条の二第一項において「支給開始月」という。〕から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2・3 (略)

(支給の制限)

第九条 手当は、受給資格者(第四条第一項第一号ロ又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第二号ロ又は二に該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

2 (略)

第十三条の二 手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第一

一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するとき、当該児童については、政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつてい

る

三 母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつてい

る

四 父又は母の死亡について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付(以下この条において「遺族補償等」という。)を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。

2 手当は、受給資格者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは政令で定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

一 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以

(新設)

外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 遺族補償等（父又は母の死亡について支給されるものに限る。）

を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から六年を経過していないとき。